

介護保険料を滞納すると次の措置が取られます

介護保険料は介護保険法第144条により他の税金と同様に「市町村の歳入」とされていますので、地方自治法第231条の3の適用を受け、滞納処分をされるとともに、滞納期間により次の措置が取られます。

【1年間滞納した場合】

●保険給付の償還払い化

介護サービスを受けた場合、サービス提供者に一旦全額(10割)を支払い、後に市町村窓口申請し、所得により7から9割分の払い戻しを受ける「償還払い」方式となります。

【1年6カ月間滞納した場合】

●保険給付の支払の一時差し止め

●差し止め額から滞納保険料を控除

市町村から払い戻しされるはずの7から9割分の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置が取られます。なお、滞納が続く場合には、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合があります。

【2年以上滞納した場合】

●利用者負担の引き上げ

●高額介護サービス費などの支給停止

本来1から3割である自己負担割合が滞納期間により、3割(自己負担割合がもともと3割の人は4割)に引き上げられたり、高額介護サービス費などの支給が受けられなくなったりします。

※介護保険料は40歳を迎えた誰もが義務付けられており、(広報みなみあそ10月号16P参照) その保険料は大切な財源として使われます。自分は今、介護サービスの必要がないからと、介護保険料の納付を怠ったり、震災などの特別な事情がないにもかかわらず、保険料の未納が継続すると滞納した保険料に加えて、督促手数料や延滞金を請求することになり、更には差し押さえなどの措置が取られるようになります。

介護保険は今現在必要なくても、サービスを受けることになったときに、その恩恵を受けるのは自分であることはもちろん、高齢化社会を互いに支える大切な制度ですので、介護保険料は納期限内に必ず納めるようにしてください。

また、納付に関する相談については健康推進課窓口にて行いますので、事前のご連絡をお願いします。

〈問い合わせ〉健康推進課 介護保険係 TEL(67) 2704

平成31年度 南阿蘇村社会福祉協議会職員採用について

- | | |
|---------|---|
| ■職 種 | 正規職員(試用期間あり) |
| ■給 与 | 南阿蘇村社会福祉協議会給与規程による |
| ■業務内容 | 地域包括支援センター業務 |
| ■採用予定人員 | 若干名 |
| ■資格等 | 主任介護支援専門員 または 介護支援専門員の資格を有し、おおむね45歳以下の者 |
| ■募集締切 | 平成31年1月18日(金) |

〈問い合わせ〉南阿蘇村社会福祉協議会 TEL(67) 0294